

社会福祉法人新瑞福社会 第3次行動計画

すべての職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい職場環境を整備することにより、その能力を十分に発揮し、利用者及び地域に貢献できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 行動期間

2021年4月1日から2023年3月31日までの2年間

2. 内容

育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度及び短時間勤務制度等の諸制度について周知を行う。

3. 対策

2021年4月から

- ①育児介護休業法に基づき就業規則を見直し、法人規程を整備し園内掲示やミーティング等を通じ職員へ周知を図る。
- ②職員が安心して育児休暇等を取得できるように、社会保険等の制度についての情報提供を行い周知を図る。
- ③短時間勤務制度の周知を図り、制度を利用しやすい職場環境を整備する。